

青森県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年九月三十日

青森県後期高齢者医療広域連合長

小野寺晃彦

青森県後期高齢者医療広域連合規則第七号

青森県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部を改正する規則

(青森県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第一条 青森県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成十九年青森県後期高齢者医療広域連合規則第六号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項第十号中「後八週間」を「以後一年」に改める。

(青森県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する規則の一部改正)

第二条 青森県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する規則(平成十九年青森県後期高齢者医療広域連合規則第七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項に次のただし書を加える。

ただし、当該請求に係る子の出生の日から条例第三条の二に規定する期間内に育児休業をしようとする場合は、二週間前までに行うものとする。

第四条中「前条の規定は、育児休業の期間の延長の請求について準用する。」を「育児休業の期間の延長の請求は、育児休業承認請求書により、育児休業の期間の末日とされている日の翌日の一月前までに行うものとする。ただし、当該請求に係る子の出生の日から条例第三条の二に規定する期間内に行っている育児休業(当該期間内に延長後の育児休業の期間の末日とされる日があることとなるものに限る。)の期間を延長しようとする場合は、二週間前までに行うものとする。」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前条第二項の規定は、育児休業の期間の延長の請求について準用する。

(青森県後期高齢者医療広域連合職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正)

第三条 青森県後期高齢者医療広域連合職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則(平成十九年青森県後期高齢者医療広域連

合規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項第二号を次のように改める。

二 育児休業法第二条の規定により育児休業（当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第三条の二に規定する期間内にある育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である育児休業及び当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第三条の二に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である育児休業を除く。）をしている職員として在職した期間について、その二分の一の期間

第十九条第二項第二号を次のように改める。

二 育児休業法第二条の規定により育児休業（第七条第二項第二号に掲げる育児休業を除く。）をしている職員として在職した期間

附 則

この規則は、令和四年十月一日から施行する。